

## 栃木県震災建築物応急危険度判定士認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震による被災建築物の危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う栃木県震災建築物応急危険度判定士の認定に関し必要な事項を定めることにより、余震等による二次災害の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において栃木県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

### (認定)

第3条 判定士の認定は、知事が行う。

2 知事は、判定士として認定したときは、判定士台帳に登録し、判定士認定証（様式第1号。以下「認定証」という。）を交付する。

3 前項の認定は、登録の日から5年間有効とする。

### (認定登録申請)

第4条 判定士として認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 認定の申請は、第5条第1項に規定する講習を修了した者でなければ行うことができない。

3 他の都道府県で判定士と同等の認定を受けていた者は、第5条第1項に規定する講習を修了した者とみなして認定の申請を行うことができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写し等を添付するものとする。

### (講習)

第5条 知事は、判定士の認定を行うための講習を実施するものとする。

2 講習の受講資格は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士又は知事が認めた者とする。

### (判定士の任務)

第6条 判定士は、地方公共団体の依頼により、応急危険度判定を行うものとする。

2 判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、認定証を携帯するものとする。

### (変更の届出)

第7条 判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、認定申請事項変更届（様式第4号）により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、判定士台帳に変更の登録をするとともに、申請者に認定証を交付するものとする。

(認定登録の更新)

第8条 認定登録の更新を受けようとする者は、更新申請書（様式第5号）を、有効期間満了の日の30日前までに認定証を添えて知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、判定士台帳に更新の登録をするとともに、申請者に認定証を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第9条 判定士は、認定証を汚損し又は紛失したときは、認定証再交付申請書（様式第6号）により知事に再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。  
3 前項の規定により認定証の再交付を受けた判定士は、紛失した認定証を発見したときは、これを速やかに知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

第10条 判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定辞退届（様式第7号）に認定証を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その者を判定士台帳から抹消する。

(認定の取消)

第11条 知事は、第3条の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消し又は停止を行うことができる。

- (1) 建築士法第9条に基づく免許の取り消しを受けたとき  
(2) 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けたとき  
(3) その他、知事が不適任と認めたとき  
2 前項の規定により認定を取り消し又は停止された判定士は、速やかに認定証を知事に返納しなければならない。  
3 知事は、第1項の規定により判定士の認定を取り消したときは、その者を判定士台帳から抹消する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成7年11月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年2月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から適用する。